

第2回門真市地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 令和5年4月12日（水）午後2時から午後2時40分まで

開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室

議題

- （1）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案2）について
- （2）門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案2）について
- （3）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について
- （4）その他

出席者 学識経験者
岡田 進一

保健・医療団体を代表する者
外山 学
磯和 均
黒岩 勉
谷掛 千里

福祉団体を代表する者
永井 宏靖
藤江 冬人
樋口 智一

介護保険の被保険者を代表する者
東 正子

市及び事務局出席者 吉井保健福祉部長
高田保健福祉部次長
北倉高齢福祉課長
西本高齢福祉課課長補佐
樋上高齢福祉課主任
有吉高齢福祉課主任

議事録

事務局：

それでは定刻になりましたので、ただいまより第2回門真市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。恐れ入りますが、着座にて進行させていただきます。

まず初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

次に、机上に置かせていただいているマイクの説明をいたします。ご発言いただく際は、本体部分のスイッチを押してオンにいただき、ランプが付きましたらご発言ください。ご発言後は、再度スイッチを押していただきマイクをオフにしてください。

なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、本日の議事録は、議事録作成システムを使用するため、明瞭にご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、事前にお渡しのうえ、本日ご持参いただいている配付資料の確認をさせていただきます。皆様、配付資料はお持ちいただいておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日の資料は、第2回会議の次第、資料1 門真市地域包括支援センター運営基本方針（案2）、資料2 門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案2）、資料3 門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について、資料4 運営基本方針（案）及び委託仕様書（案）の修正点等について、参考資料1 門真市附属機関に関する条例（抜粋）、参考資料2 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）、参考資料3 第1回門真市地域包括支援センター運営協議会議事録、以上となっております。不足等はありませんでしょうか。

本日は、委員11名中9名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、森田委員につきましては、事前に欠席との連絡をいただいております。

また、お席につきましては、事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。

次に、本日の会議の傍聴についてご報告させていただきます。

本日は、現時点で傍聴希望者はおられませんので、ご報告させていただきます。

本日の運営協議会では、第1回運営協議会でご意見等をいただいたセンターの運営基本方針及びセンター運営業務委託仕様書の修正案についてご審議いただき、センター運営業務委託事業者選定委員会についてご確認いただく予定としておりますので、委員の皆さまの忌憚ないご議論をお願いいたします。

それでは、ここからは岡田会長に議事の進行をお願いいたします。

岡田会長：

それでは、これ以降の進行につきましては、私が進行させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、議題（１）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案２）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（１）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案２）についてご説明させていただきます。

資料１及び資料４をご覧ください。

資料４の１ページ及び資料１の２ページをご覧ください。

まず、若年性認知症の対応についてですが、国の地域支援事業実施要綱に、認知症初期集中支援チームの訪問支援対象者は、原則として４０歳以上と規定されております。１８歳から３９歳までの若年性認知症の方については、介護保険サービス等では支援できないため、門真市地域包括支援センター運営基本方針には盛り込まないこととしますが、「原則４０歳以上」としていただきますので、万が一４０歳未満からの相談があっても対応は可能と考え、Ｐ２に認知症初期集中支援チームの対象者を追加いたしました。

次に、資料１の５ページをご覧ください。

相談支援体制についてですが、運営基本方針と委託仕様書の記載内容に違いがあったため、高齢者虐待等の緊急時の対応として、２４時間３６５日いつでも相談対応できる体制を整備しますと修正いたしました。

次に、市民にとって利便性の良い場所にセンターを設置する点につきましては、センターの設置に関する内容で、運営基本方針に盛り込むのは難しいため、運営基本方針は修正せず、プロポーザルの実施要領に記載いたします。

その他としまして、3 ページは主語が分かるように修正いたしました。次に4 ページですが、PDCAの目的を、PDCAサイクルを回すことで業務の質の向上を図りますと修正いたしました。次に、9 ページをご覧ください。認知症初期集中支援チームの業務内容を少しわかりやすく具体的に記載するように修正いたしました。最後に、11 ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症以外の対応について追加いたしました。

議題（1）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案2）についての説明は以上でございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

特段ないでしょうか。

特にご意見等がないようでしたら、資料1の門真市地域包括支援センター運営基本方針案につきましては、事務局案どおりに承認をさせていただくということでよろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして議題（2）門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案2）に移らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（2）門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案2）についてご説明させていただきます。

資料2及び資料4をご覧ください。

第1回運営協議会でご意見等をいただき修正等をした内容を、資料4にまとめていますので、資料4に沿ってご説明させていただきます。

資料4の2ページをご覧ください。

まず、若年性認知症の対応についてですが、仕様書には利用対象者についての記載はないため、追加・修正等は行っておりません。

次に、資料2の2ページをご覧ください。

相談支援体制についてですが、運営基本方針と委託仕様書の記載内容に違いがあったため、高齢者虐待等の緊急時の対応として、24時間365日いつでも相談対応できる体制を整備すると修正いたしました。

また、1ページの3の③は、先ほどの内容と重複していましたので、削除いた

しました。

次に、市民にとって利便性の良い場所にセンターを設置する点につきましては、センターの設置に関する内容で、委託仕様書に盛り込むのは難しいため、委託仕様書は修正せず、プロポーザルの実施要領に記載いたします。

次に、資料２の１ページをご覧ください。

センターの開所日についてですが、センターごとに、地域のニーズに応じて開所することができるよう修正いたしました。

なお、土曜日を開所日としない場合でも、事前予約により対面での休日相談体制を整えることとしております。

その他としまして、６ページから７ページにかけまして認知症初期集中支援チームの業務内容を具体的に記載するよう修正いたしました。また、９ページに新型コロナウイルス感染症以外の対応について追加いたしました。

議題（２）門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案２）についての説明は以上でございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

岡田会長：

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

永井委員、どうぞ。

永井委員：

１０ページで、職員１人当たりが直接担当するケアプラン数は概ね１０件以内を標準とすると記載されていますが、これは包括職員の目標ということで、超える件数についてはケアマネジャーに委託する事になると思いますが、現状と比べて、ケアマネジャーへの委託が増えるという事でしょうか。

事務局：

ケアプラン数は概ね１０件以内を標準とさせていただきましたのは、包括業務に焦点を当て、包括職員の負担が大きくなるように、目安として記載させていただいたものです。

現状、１０件を担当している職員もいますが、全職員が標準の１０件を担当しているわけではなく、管理者は管理業務もありますので、担当している件数は１～２件という状況も聞いております。

現状、くすのき広域連合の委託率は約９割で、くすのき広域連合でも担当するケアプラン数は１０件を標準としていますので、現状と変わらないものと考

えております。

岡田会長：

永井委員、どうぞ。

永井委員：

それでは、現状と変わらず、ケアマネジャーへの委託が急に増える事はないという事でしょうか。

事務局：

はい、そうです。

永井委員：

ありがとうございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

特段ないようでしたら、先ほどのご意見ということで、変更ということではございませんので、資料2 門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書案につきましても、事務局案どおり承認ということによろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、ご承認をさせていただきます。

それでは、続きまして議題（3）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（3）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会は、門真市地域包括支援センターの運営業務を委託する事業者を選定するための委員会で、事業者については、公募型プロポーザル方式による選定を予定しており、応募書類の提出があった事業者について、法人に関する事項、運営方針・事業計画等の審査、及びプレゼンテーション並びにヒアリング等にて評価していただき、受託候補者の選定を行うものです。

委員構成は、学識経験者、保健・医療・福祉団体を代表する者、公認会計士、本市の職員の前定です。

地域包括支援センター運営協議会でご承認いただいた運営基本方針及び委託仕様書等に基づき、選定委員会においてプロポーザル実施要領、選定基準、選定スケジュール等を決定いたします。

議題（３）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会についての説明は以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員：

公募型プロポーザル方式とは、どのようなものでしょうか。

事務局：

一般的な入札ですと、価格重視で、価格の安いところに委託をする事になりますが、公募型プロポーザル方式では、先ほどご説明させていただきましたように、地域包括支援センターの業務を適切に実施できるかどうか、事業計画、職員の配置体制、市民の利便性の良い場所に事務所を設置できるかどうかなど、価格ではなく、センター業務を適切に運営できる事業者を選定する事ができます。

岡田会長：

他にいかがでしょうか。

それではご意見がないようですので、最後に、議題（４）その他としまして、事務局よりお願いいたします。

事務局：

はい、「その他」としまして、連絡事項を２点申し上げます。

まず、本日の運営協議会の議事録についてですが、前回と同様に、２週間以内に作成しまして、市HP及び市役所別館１階の市情報コーナーでの公表を予定しております。皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をしたいと思います。議事録の案を作成次第、メールまたは郵便にてお送りしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、次回の運営協議会ですが、第１回運営協議会でご説明いたしましたとお

り、令和5年7月12日(水)午後2時からを予定しております。選定委員会で決定いたしましたプロポーザル実施要領、選定基準、選定スケジュールについてのご確認及び各地域包括支援センターに配置する専門職等の人数につきまして、ご審議いただきたいと思います。

開催通知につきましては、準備が整い次第、メールまたは郵便にてお送りしますので、お忙しいところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

永井委員、どうぞ。

永井委員：

事業者連絡会を代表していますので、会に報告していいのは、どの段階からでしょうか。

事務局：

議事録を公表する際に、各資料もホームページ上で公開いたしますので、そのタイミングでご説明いただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

岡田会長：

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ないようでしたら、改めまして全体として何かご意見ご質問等がございましたら、ここでお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

他にご意見がないようですので、本日の第2回門真市地域包括支援センター運営協議会は、これをもって終了とさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、本日ご協力いただきましてありがとうございました。

お疲れ様でございました。